

水道「開始」手続きのご案内

「給水装置変更届」の必要事項を記入して水道課まで届出ください。

◎水道使用の開始のお申込記入箇所

①届 出 者 … 引越前の住所・氏名・電話番号を記入

②設 置 場 所 … 使用する水道の設置場所を記入

(アパート等の場合は下段に名称・部屋番号を記入)

③変更年月日 … 届出の翌日以降で開始を希望する日

※使用者変更で、検針月切り替えを希望の場合は事前にご相談ください。

④「使用者」のうち「新」使用者欄

… 新入居者(料金負担者)の氏名とフリガナ、請求書等送付先住所、郵便番号、電話番号を記入

※届出は、水道使用開始の前日までに手続きをお願いします。

※作業は、変更日の午前中に行います。時間指定はできません。変更日早朝より使用される場合は、その前営業日を変更日としてください。

なお、土日祝日及び年末年始の役場閉庁期間(12/29～1/3)については、作業を行っておりませんのでご了承ください。

(例) 金曜日の届出分 → 翌週月曜日の開始となります。

※美浜町水道料金は奇数月に請求します。奇数月4～10日に検針を実施し「水道使用水量のお知らせ」(検針票)をお配りします。(ポストの設置がない場合はメーターボックスに配置する場合がありますのでご了承ください。)

奇数月の20日頃納付書が届きますので当月月末の納付期限内にお支払いください。

※注意：クレジットカードは、お取り扱いしていません。

期限内納付忘れがないよう便利な口座振替制度のご利用をお勧めします。

振替口座預金の預金通帳と通帳の登録印鑑をご持参のうえ、美浜町役場水道課または指定を受けた下記の金融機関窓口でお手続きください。

【水道料金の指定金融機関】

三菱 UFJ 銀行、名古屋銀行、中京銀行、半田信用金庫、知多信用金庫、
あいち知多農業協同組合(他府県及び愛知県内の他の農協は不可)、
東日本信用漁業協同組合(組合員のみ)、ゆうちょ銀行

〈お問い合わせ先〉美浜町役場 水道課 業務係 TEL 0569-82-1111(内線 238)

届出先 水道課 FAX 0569-82-4445(直通・送付書不要)

E メール suidou@town.aichi-mihama.lg.jp

郵送 〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

美浜町役場 水道課 まで

※郵送の場合は、前日到着受付分を翌日対応します。